

本會は、昭和十一年、労働争議の激化に伴い、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すことを目的として、大阪府労働委員会に設立された。本會の活動は、労働者の教育、労働争議の調停、労働法の普及などである。

本會の活動は、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すことを目的として、大阪府労働委員会に設立された。本會の活動は、労働者の教育、労働争議の調停、労働法の普及などである。

本會の活動は、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すことを目的として、大阪府労働委員会に設立された。本會の活動は、労働者の教育、労働争議の調停、労働法の普及などである。

本會の活動は、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すことを目的として、大阪府労働委員会に設立された。本會の活動は、労働者の教育、労働争議の調停、労働法の普及などである。

本會の活動は、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すことを目的として、大阪府労働委員会に設立された。本會の活動は、労働者の教育、労働争議の調停、労働法の普及などである。

根拠法人労働會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

及ノ有様ヲ示シテキル。官廳統計、從ツテ少ク見積ツタ統計ニヨツテ作ラレタ勞資間ノ争議件數及最近數年間ニ關シテ引キ入レラレタ勞働者數ニ關スル次ノ表ヲ引用シヨウ。

年次	争議件數	參加人員數
一九三五年	八一六	八九五八七
一九二七年	一、二〇二	一〇、三五〇
一九二八年	一、〇二二	一〇、八九五
一九二九年	一、四二〇	一三、一四四
一九三〇年	二、二八九	一九、八〇五
一九三一年	中エストライキ運動ハ發展シ續テタ。即チ一九三〇年上半期エ七八件ノストライキガ起リ、ソレエセ七六七九一人ノ労働者ガ參加シタノニ對シ、一九三一年同期エハ既エ八四三四四人ノ労働者ヲ捉ヘタ。一〇七九件ノストライキガ起ツタ。然シキツト重要ナコトエハ帝國主義戦争ノ開始後ノ時期ニ於テストライキ運動ハ實ニ減退シタカ	